



東京電力

- [このページのメインコンテンツへ](#)
- [このカテゴリのナビゲーションへ](#)

- [トップページ](#)
- [お問い合わせ](#)
- [サイトマップ](#)
- [モバイル](#)
- [English](#)
- [中文](#)
- [한국어](#)
-  [株主・投資家のみなさま](#)
-  [採用情報](#)
-  [カスタマーセンター検索](#)

サイト内検索

検索

(hidden)

(hidden)

(hidden)

(hidden)

(hidden)

(hidden)

•

電気料金・  
各種手続き

•

くらしと  
ソリューション

•

学ぶ・知る・  
楽しむ

原子力

社会・環境分野  
の取り組み

TEPCOニュース

企業情報

[トップページ](#) > [TEPCO ニュース](#) > [プレスリリース](#) > [2011年](#) > 本文

## プレスリリース 2011 年

### 当社福島第一原子力発電所の地震発生時におけるプラントデータに関する報告書の訂正について

平成 23 年 6 月 13 日  
東京電力株式会社

当社は、平成 23 年 4 月 25 日、経済産業省原子力安全・保安院より受領した「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律第 67 条第 1 項の規定に基づく報告の徴収について」の指示文書\*に基づき、地震発生時におけるプラントデータについて、可能な限り回収、整理し、平成 23 年 5 月 16 日、同院へ報告いたしました。

(平成 23 年 5 月 16 日お知らせ済み)

その後、3 月 12 日における 1 号機への海水注入が継続していたこと、および報告書の記載に誤記があったことが判明したため、添付資料のとおり、報告書を訂正し、本日、同院へ提出しましたのでお知らせいたします。

以 上

○添付資料

- ・ [「東北地方太平洋沖地震発生当時の福島第一原子力発電所プラントデータについて」における操作実績の訂正について \(PDF 427KB\)](#)

\* 指示文書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律第 67 条第 1 項の規定に基づく報告の徴収について

平成 23・04・24 原第 1 号

平成 23 年 4 月 25 日

当省は、今般の福島第一原子力発電所の事故に関して、貴社が事故の収束に向けた道筋を取りまとめたことを踏まえ、今後の適切な応急の措置の実施のため、貴社に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規~~則~~に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、福島第一原子力発電所における下記の事項について、可及的速やかに報告するよう命ずる。

なお、作業員が必要以上の被ばくを受けることのないよう資料の回収に当たらせること。併せて、報告すべき資料が空気中の放射性物質の濃度の高い区域に存在し回収が困難な場合等、可及的速やかな報告が困難であると見込まれる場合には、資料の保管状況、報告時期の見通しその他の状況について確認し、その結果について速やかに報告すること。

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、書面により経済産業大臣に対して異議申立てをすることができる。ただし、

処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、次の (1) から (3) までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができる。(1) 異議申立てがあった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても決定がないとき。(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 記

○今般の事故に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 7 条第 1 項に規定する運転記録（平成 23 年東北地方太平洋沖地震発生直後からのものを含む。）及び原子炉施設等の事故記録に関するものであって、以下に掲げるもの

- ・ 原子炉圧力容器内の水位
- ・ 原子炉圧力容器内の圧力
- ・ 原子炉圧力容器内の温度
- ・ 原子炉格納容器のドライウエル内の圧力
- ・ 原子炉格納容器の圧力抑制室内の圧力
- ・ 原子炉格納容器の圧力抑制室内の水位
- ・ 原子炉格納容器の圧力抑制室内の温度
- ・ 原子炉格納容器内の温度
- ・ 原子炉格納容器内の気体の濃度

- ・使用済燃料貯蔵槽内の温度
- ・非常用炉心冷却系統の流量
- ・放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備における放射性物質の濃度
- ・警報装置から発せられた警報の内容
- ・隔離時復水器系の操作実績
- ・原子炉隔離時冷却系の操作実績
- ・高圧炉心注水系の操作実績
- ・逃がし安全弁開閉実績
- ・原子炉格納容器ベントの開閉実績
- ・電源確保及び電源復旧の実績
- ・消防ポンプの使用、海水注入等による代替注水の操作実績
- ・タービン建屋、屋外トレンチ及び屋外ダクトの滞留水の処理実績



PDF ファイルをご覧いただくには、Adobe Reader(無料)が必要です。

[Adobe Reader のダウンロード](#)

[一覧へ](#)

---

## TEPCOニュース

- ・ [プレスリリース](#)
  - [アーカイブ](#)

## 関連リンク

- ・ [福島第一原子力発電所](#)
  - ・ [福島第二原子力発電所](#)
  - ・ [柏崎刈羽原子力発電所](#)
  - ・ [東通原子力建設所](#)
- 

[ページトップへ](#)

- [リーガル](#)
- [個人情報保護方針](#)

All Rights Reserved. Copyright© TEPCO.